

安全作業のための参考資料

道路交通法

●準中型自動車・準中型免許の新設について●

2017年3月12日施行

貨物自動車による交通死亡事故の削減と、若年者の雇用促進のため、平成29年3月12日から、普通自動車、中型自動車、大型自動車に加えて、車両総重量3.5トン以上7.5トン未満等の自動車が新たに「準中型自動車」として新設され、これに対応する免許として「準中型免許」及び「準中型仮免許」が新設されます。

※改正前の普通免許又は中型免許を受けている方は、改正後も同じ範囲の自動車を運転することができます。
(例：改正前の普通免許は、車両総重量5トン未満及び最大積載量3トン未満の限定が付された準中型免許とみなされます。)

2017年3月12日から

3.5t		7.5t		11t		(車両総重量)
普通自動車		準中型自動車		中型自動車		大型自動車
《普通免許》 車両総重量3.5t未満 最大積載量2.0t未満 乗車定員10人以下 受験資格…18歳以上		《準中型免許》 車両総重量7.5t未満 最大積載量4.5t未満 乗車定員10人以下 受験資格…18歳以上		《中型免許》 車両総重量11t未満 最大積載量6.5t未満 乗車定員29人以下 受験資格…20歳以上 免許期間…通算2年以上		《大型免許》 車両総重量11t以上 最大積載量6.5t以上 乗車定員30人以上 受験資格…21歳以上 免許期間…通算3年以上

2017年3月11日まで

3t		4t		5t		6t		7t		8t		9t		10t		11t		12t		(車両総重量)
普通自動車				中型自動車								大型自動車								
《普通免許》 車両総重量5t未満 最大積載量3t未満 乗車定員10人以下 受験資格…18歳以上				《中型免許》 車両総重量5t以上11t未満 最大積載量3t以上6.5t未満 乗車定員11人以上29人以下 受験資格…20歳以上で、普通又は大型特殊の免許期間が通算2年以上								《大型免許》 車両総重量11t以上 最大積載量6.5t以上 乗車定員30人以上 受験資格…21歳以上で、中型、普通又は大型特殊の免許期間が通算3年以上								
				《8t限定中型免許》 2007年6月1日までに普通免許を受けた方 車両総重量8t未満 最大積載量5t未満 乗車定員10人以下				受験資格 20歳以上で、8t限定中型、普通又は大型特殊の免許期間が通算2年以上				限定解除								

詳しくは警視庁ホームページをご覧ください。

●運転される方に必要な資格について●

〈高所作業車〉

高所作業車の運転	
作業床高さが2m以上10m未満	特別教習
作業床高さが10m以上	技能講習

■安全衛生特別教育

事業者が行うものです。

学科及び実技の科目内容と教育時間は以下の通りです。

学科教育

科 目	範 囲	時 間
高所作業車の作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	高所作業車(安衛則第36条第10号の4の機械をいう。以下同じ。)の種類及び用途 作業装置及び作業に関する付属装置の構造 及び取扱いの方法	3時間
原動機に関する知識	内燃機関の構造及び取扱いの方法 動力伝達装置及び走行装置の種類	1時間
高所作業車の運転に必要な一般的事項に関する知識	高所作業車の運転に必要な力学 感電による危険性	1時間
関係法令	法、令及び安衛則中の関係条項	1時間

実技教育

科 目	範 囲	時 間
高所作業車の作業のための装置の操作	基本操作 定められた方法による作業床の昇降等	3時間

■高所作業車運転技能講習

登録機関が行うものです。

学科及び実技の科目内容と時間は以下の通りです。

学科講習

講 習 科 目	範 囲	時 間
高所作業車の作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	高所作業車の種類及び用途 作業装置及び作業に関する付属装置の 構造及び取扱いの方法	5時間
原動機に関する知識	内燃機関の構造及び取扱いの方法 動力伝達装置及び走行装置の種類	3時間
高所作業車の運転に必要な一般的事項に関する知識	高所作業車の運転に必要な力学 感電による危険性	2時間
関係法令	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、 労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生 規則中の関係条項	1時間

実技講習

科 目	範 囲	時 間
高所作業車の作業のための装置の操作	基本操作 定められた方法による作業床の昇降等	6時間

※移動式クレーン、普通自動車、大型自動車、大型特殊免許、フォークリフト等の技能講習
修了者、技術検定合格者については講習科目の一部を受講免除することもできます。